

教育・保育給付認定現況届の誤送付について

1 概要

子ども・子育て支援法では、教育・保育給付認定を受けている児童の保護者の方に対し、毎年、教育・保育給付認定内容を記載した届書及び保育の必要性の事由を証明する書類を区市町村に提出するよう定めている。そのため、例年7月後半ごろに認可保育施設等を利用している児童の保護者を対象に、教育・保育給付認定現況届（以下、「現況届」という。）を郵送し、返送の依頼を行っている。

令和5年度においては7月21日に対象児童6, 246名に対して現況届を発送したが、その際に別世帯の2名を同世帯と誤認し、A氏の現況届をB氏あての封筒に同封して送付してしまった。

2 現況届に記載された個人情報

住所、保護者氏名、児童氏名、児童生年月日、認定区分、保育必要量、認定証番号、利用保育施設名

3 経過

(1) 令和5年7月21日

対象児童6, 246名に対して現況届を発送（発送件数5, 276件）

(2) 令和5年7月25日

B氏からA氏の現況届が同封されていた旨の通報があり、応答した担当職員がB氏に謝罪を行う。夕刻に職員がB氏宅を訪問し、A氏現況届を回収、改めて謝罪を行った。

A氏に電話で連絡し、現況届の誤送付について経緯の説明と謝罪を行い、改めて現況届を送付する旨を伝え、了解を得た。

(3) 令和5年7月26日

A氏に誤送付についての報告とお詫びの手紙を添えて現況届を送付した。

4 原因

○封入時において、A氏とB氏が同住所、同姓、同園利用者であったことから同世帯と判断し、台帳による確認を怠ったこと。

○封入後のチェック時において、同世帯の対象者について台帳による確認を怠ったこと。

○同世帯の現況届を同一の封筒に封入する際、同世帯であることの確認方法を明確に定めておらず、マニュアルも作成していなかったこと。

5 再発防止策

- 作業手順の見直し及びマニュアルの作成
- 封入封かん作業の際のダブルチェックの徹底
- 事例検証をもとに、個人情報の重要性について改めて職場研修を実施
- 各種事業において、再度、個人情報の取り扱いの観点から見直し、業務フローの点検を実施

6 今後の予定

令和5年8月2日 ホームページに掲載

以 上